

2024.7.1  
施行

## 暴力団ゼロのまちづくり

### 主な改正内容

- 青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることを禁止
  - 暴力団事務所の開設・運営の禁止区域を拡大
  - 暴力団排除特別強化地域（松江市・出雲市の繁華街等）を指定し、暴力団に対する利益供与の規制を強化
- ※違反した場合は、罰則が適用されます。

改正

# 島根県暴力団排除条例の改正

令和6年7月1日施行



みこぴーくん

近年の暴力団を取り巻く情勢の変化に応じた規制を強化するため、島根県暴力団排除条例の一部を改正しました。主な改正内容は以下のとおりです。

## 1 青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることを禁止

新設

- 暴力団員が、正当な理由がある場合を除き、18歳未満の青少年を暴力団事務所に立ち入らせることを禁止
- 違反には中止命令又は再発防止命令を発出。命令違反には罰則

**罰則** 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

## 2 暴力団事務所の開設・運営の禁止

新設

拡大

- 学校や図書館等の保護対象施設の周囲200メートルにおける開設・運営を禁止
- 違反した場合は罰則（直罰）
- 現行の保護対象施設に「都市公園」を追加
- 都市計画法に規定される用途地域（工業専用地域を除く）における開設・運営を禁止
- 違反した場合は中止命令を発出。命令違反には罰則

※「点」の規制

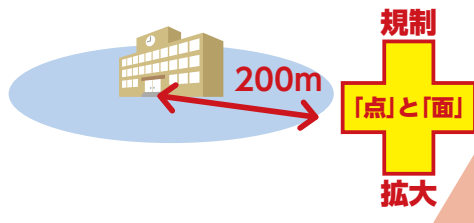
～県内に約420か所～  
浜山公園、石見海浜公園、万葉公園  
その他、各市町村管理の児童公園等

※「面」の規制

**罰則** 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

### 「点」の規制

保護対象施設の周辺200mの範囲



### 「面」の規制

用途地域の範囲

保護対象施設の有無や距離にかかわらず、用途地域内における暴力団事務所の開設・運営を禁止



### Q：用途地域とは？

土地利用の計画の基本となるもので、様々な用途形態の建築物が無秩序に混在することによって生じる騒音、日照障害などを防止するため、建築物の用途、密度等に関する制限を設定し、良好な生活環境等の形成を図るものです。用途地域の種類は、大きく住居系、商業系、工業系があり、さらに13種類の地域に分かれています。

## 3 暴力団排除特別強化地域の指定（利益供与の規制強化）

新設

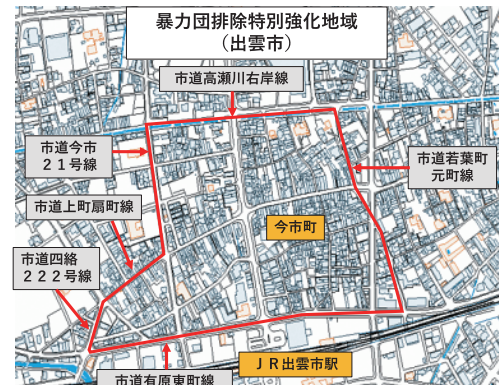
- 暴力団の排除を特に強力に推進する地域として、松江市と出雲市の繁華街等を「暴力団排除特別強化地域」に指定
- 同地域の風俗営業や飲食店営業を「特定営業者」に指定
- 同地域における暴力団員と特定営業者の間のみかじめ料等の授受を禁止
- 違反した場合は双方に罰則 ※特定営業者のみ、自首減免規定あり

**罰則** 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



和多見町、寺町、伊勢宮町及び朝日町の区域  
未次本町、東本町一丁目、東本町二丁目及び東本町三丁目の区域

※松江市については、玉湯町玉造の一部地域を含む（風俗営業等の規正及び適性化等に関する法律施行条例第10条表1で定める地域）



出雲市今市町の区域のうち、市道高瀬川右岸線、市道若葉町元町線、市道上町扇町線及び市道今市21号線で囲まれた区域並びに市道上町扇町線、市道若葉町元町線、市道有原東町線及び市道四路222号線で囲まれた区域

### 特定営業者

風俗営業	性風俗関連特殊営業	特定遊興飲食店営業	接客業務受託営業	飲食店営業	風俗案内業	風俗情報業	客引き・スカウト業
キャバクラ パチンコ店 マジャン店 ゲームセンター	ソープランド ファッションヘルス ラブホテル デリバリーヘルス等	ナイトクラブ ダンスホール等	コンパニオン派遣業 等	居酒屋 レストラン 寿司屋等	風俗案内所 等	風俗情報誌等の発行やインターネットで風俗情報を閲覧させる事業者	客引き、スカウト

※飲食店営業とは、午前6時から午後10時までの時間においてのみ営むものを除く酒類提供飲食店営業をいいます。

### 禁止行為

- 特定営業者が暴力団員等から用心棒の役務の提供を受ける行為、又は暴力団員等に用心棒料やみかじめ料を供与する行為
- 暴力団員が特定営業者に用心棒の役務を提供する行為、又は特定営業者から用心棒料やみかじめ料を受ける行為

### Q：用心棒料とは？

業務を円滑に行うことができるようにするため、顧客、従業員等との紛争の解決又は鎮圧を行う役務の対象として支払われる金品をいいます。

### Q：みかじめ料とは？

営業を営むことを容認することの対象として支払われる金品をいいます。

